

省エネ機器等導入支援事業（冷凍・冷蔵機器等の監視・制御システム） 申請の手引き

【概要】

漁業者団体が所有する冷凍・冷蔵機器等について、使用エネルギーの管理・省エネ化を支援することを目的とした、計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム（以下「EMS」という。）の導入を補助する。

ただし、いずれのシステムを導入する場合であっても、省エネ効果が他の申請と比較して低い実施計画である場合は不採択となる可能性があることに留意いただきたい。

【本事業の補助要件】

本事業の取組において、導入したEMSによる制御効果*により、監視・制御対象となる冷凍・冷蔵機器等（以下「接続機器」という。）の使用エネルギーについて、導入していない場合と比べて10%以上の省エネ効果を見込めるシステムを対象とする。

※ EMS による制御効果

EMSによる制御効果とは、接続機器の稼働を監視し、変動する負荷状況に合わせて運転・停止や目標値・設定値の最適化等の自動制御等を行い、接続機器の運転効率化を図って使用エネルギーを削減することをいう。

【支援対象となるシステムの要件】

以下に指定する機能を実装していること。

項目（機能）	要件
使用エネルギーの計測	<ul style="list-style-type: none">●見える化及び接続機器の制御を実現するために必要な項目の計測を行えること。●接続機器全体の電力使用量の計測は必須とする。
見える化	<ul style="list-style-type: none">●接続機器全体の60分以内毎の電力使用量を統一単位（kWh）で閲覧できること。●Webブラウザ経由での閲覧でも可とする。●温度監視等により接続機器の異常を検知できること。
接続機器の制御	<ul style="list-style-type: none">●接続機器に対し、温度監視等を通じて電力使用量を削減する制御機能を有すること
データ等の保存	<ul style="list-style-type: none">●必要な事後報告を行うため、データを保存できること●EMSによる制御効果を把握するために、必要な制御ログ等を取得・保存できること。
非常事態への対応	<ul style="list-style-type: none">●通信障害等の非常事態が発生した場合でも、一定期間は制御・計測・データ保管等を継続できること。

【申請時の添付書類】

- ・当該製品カタログ、製品仕様書等（要件を満たしていることを確認できる書類）
- ・10%以上の省エネ効果を見込めるメーカー確認書類（カタログ等で省エネ効果が確認できない場合）
- ・（参考様式）10%以上の省エネ効果の実現について（根拠資料となる類似事例、カタログ等を添付）
- ・導入スケジュール
- ・設置計画書（配置図等）
- ・制御対象機器一覧
- ・取り付け機器一覧
- ・相見積もり

【補助対象経費】

システム費用、システムに付属する機器費用、据付等工事費

【補助額】

1 事業者あたりの補助金上限金額：2,000 万円

補助率：原則 2 分の 1 以下